

五	四	三	二
方 募 法 入 決 定 の	發 行 方 法	用 振 等 替 法 項 の 適	の 法 律 條 及 び 根 拠 そ

○財務省告示第二百八十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十九年九月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年十月十一日

財務大臣 麻生 太郎

利付国庫債券（二年）（第三百七十二回及び第三百七十三回）

十四
利子
の
払
込
み
十
三
の
経
過
利
子
十
二
一
発
行
価
格
九
振
替
単
位
八
額
低
額
面
金
七
払
込
金
額
六
發
行
額
額

二 回 百 七 十	利 付 庫 債 券	二 回 百 七 十	利 付 庫 債 券	名称及び記号
○ · — %	○ · — %	○ · — %	○ · — %	利率 (年)
日 一 月 十 五	年 成 三 十 一	平 成 月 十 五	日 一 月 十 五年	償還期限
百 億 円	円	二 百 十四 億	発額 面行 金額	()

二十九日	十九十八	利回り	象徴	各回	準回	入札	償還	十 七 六 五
払込期日	者入札加参	払場所支金	元利	利債行	象發	各とす	利の基	償償限額
平成二十九年九月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	単利回り	さ月利回り	九月利回り	値統計表	参協会が発表	九月利回り
		大銀行	利回り	れた十	の利計	協会が	銘柄毎月の	額別表の
		大臣から	利回り	利回り	利値	會が	面額の	とおり
		通知を受	合	利回り	表し	が	額の	おき
		けた者	通	午前	十	二月	百	付回つ
			知	に	利回り	月利回り	円	はき
			を	す	に	付回り	に	正以成
			受けた	、九	回り	付回り	利回り	さ
			者	、九	に	付回り	利回り	、百

一 ・ 九 %	二 ・ ○ %	二 ・ 一 %	二 ・ 五 %	二 ・ 二 %	一 ・ 五 %	一 ・ ○ %	一 ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十 十四	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 一十成 日二三 月十 二二	一年平 日九成 月三 二十 十一	日年平 三成 月三 二十 十一	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 三成 月三 二十四	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 二成 月三 十一 五一
九 十七 億 円	八 十九 億 円	二 億 円	一 億 円	二 十一 億 円	四 億 円	十 億 円	百 億 円	十二 億千 円二百 七	七 十一 億 円	十三 億 円